

報告第 3 号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 20 日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、専決処分する。

1 相手方

2 事故の概要

令和７年２月２０日（木）午前１０時頃、北本市中丸１丁目３１番地において、市公用車を駐車しようとしたところ、相手方宅雨樋と接触し、当該雨樋を損傷させたもの

3 損害賠償の額

５９，４００円

令和７年３月２７日

北本市長 三 宮 幸 雄